



鳥取県公報

令和8年8月7日（金）
第9813号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（474）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（5件）（475～479）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（10件）（480～489）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（490）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出（491）（西部総合事務所県民福祉局）・・・ 5
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（492）（会計指導課）・・・・・・・・ 5
◇ 公 告	採石業務管理者試験の実施（治山砂防課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 7
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・ 8
	警備業法に基づく検定の実施（2件）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

告 示

鳥取県告示第474号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
合同会社M I R A I をつむぐ	鳥取市末広温泉町163	訪問看護ステーションM I R A I をつむぐ	鳥取市永楽温泉町105-3	精神通院医療	令和8年4月1日
株式会社エスマイル	広島県広島市西区商工センター六丁目1-11	エスマイル薬局かも町店	米子市加茂町一丁目21	育成医療、更生医療、精神通院医療	令和8年4月6日
合同会社あいいろ	倉吉市福庭町一丁目225	訪問看護ステーションはるかぜ	倉吉市福庭町一丁目225	〃	令和8年5月1日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	すえひろ生協診療所	鳥取市末広温泉町203	精神通院医療	令和8年7月1日
L A N K a 合同会社	鳥取市市場163-11	P O L K U	鳥取市市場163-11	〃	〃
宮永 一郎	岡山県真庭市蒜山 上福田532-6	てとて訪問看護ステーション米子	米子市新開五丁目2-8	育成医療、更生医療、精神通院医療	〃

鳥取県告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、会見地区土地改良区の定款の変更を令和8年7月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、南部町土地改良区の定款の変更を令和8年7月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北谷土地改良区の定款の変更を令和8年7月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山土地改良区の定款の変更を令和8年

7月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、西部土地改良区の定款の変更を令和8年7月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第480号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和7年9月17日から令和8年11月30日まで
- 3 作業地域 倉吉市東巖城町

鳥取県告示第481号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和8年4月14日から同年6月30日まで
- 3 作業地域 倉吉市東巖城町

鳥取県告示第482号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年4月22日から同年12月22日まで
- 3 作業地域 東伯郡北栄町大谷

鳥取県告示第483号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年4月28日から同年8月4日まで
- 3 作業地域 鳥取市用瀬町赤波

鳥取県告示第484号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和8年5月1日から同年8月31日まで
- 3 作業地域 倉吉市鴨河内

鳥取県告示第485号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年5月12日から同年7月30日まで
- 3 作業地域 鳥取市佐治町高山

鳥取県告示第486号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年5月12日から同年9月24日まで
- 3 作業地域 米子市久米町及び西町

鳥取県告示第487号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
 - 2 作業期間 令和8年6月11日から同年10月13日まで
 - 3 作業地域 日野郡日南町湯河
-

鳥取県告示第488号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年6月18日から同年11月28日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町大坂

鳥取県告示第489号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県東部農林事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年7月20日から同年12月7日まで
- 3 作業地域 鳥取市覚寺

鳥取県告示第490号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量及び応用測量）
- 2 作業地域 西伯郡伯耆町
- 3 終了年月日 令和8年4月15日

鳥取県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月7日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら	米子市中島二丁目1-33	支援センター・しえる	米子市中島二丁目1-33	就労継続支援B型、生活介護	令和8年7月31日

鳥取県告示第492号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
会計管理者が特に必要と認める現金の収納及び保管に関する事務（他の出納員に委任させる事務を除く。）
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県会計管理部会計指導課
課長 井崎 理絵
- 3 委任期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第55回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時及び場所
(1) 試験の日時 令和8年10月9日（金）午前10時から
(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎4階第34会議室

- 2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。） イ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	2 時間

- 3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦6センチメートル×横4センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。）及び受験票を、令和8年8月17日（月）から同年9月18日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、令和8年9月18日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し85円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

- 4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,100円
- (2) 納付方法

受験願書及び受験票を提出した際に交付され、又は返送される納付書により、納付書裏面記載の金融機関又はコンビニエンスストアにおいて現金で納付すること。また、納付後に交付される納付済証の領収日付印

欄に領収印が押印されていることを確認し、これを受験願書の裏面に貼り付けること。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験会場において案内する。

6 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

- (2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部河川港湾局治山砂防課（電話0857-26-7378）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3152）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9779）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2049）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年8月7日

鳥取県公安委員会委員長 笠 田 直 樹

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者
初心者講習		令和8年9月3日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び 黒坂の各警察署の管内に居 住する者
経験者講習		令和8年9月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,900円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和8年8月7日

鳥取県公安委員会委員長 笠 田 直 樹

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年9月6日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
令和8年9月6日 午前9時から午前 11時15分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	5人
令和8年9月14日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和8年9月28日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年9月1日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和8年9月8日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和8年9月15日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年
国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年8月7日

鳥取県公安委員会委員長 笠 田 直 樹

1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和8年11月13日（金）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和8年12月16日（水）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室

(2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第22会議室

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 施設警備業務の管理に関すること。
- オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 施設警備業務の管理に関すること。
- ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

令和8年10月19日（月）から同月23日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料 16,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年8月7日

鳥取県公安委員会委員長 笠 田 直 樹

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
施設警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和8年11月13日(金) 午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和8年12月18日(金) 午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室
 - (2) 実技試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
令和8年10月19日(月)から同月23日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
 - (1) 検定手数料 16,000円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857－23－0110（代））にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察ヘリコプター12月点検等整備委託 一式

- (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

- (3) 履行場所

入札説明書による。

- (4) 履行期限

令和9年2月1日（月）

- (5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は委託費用の総額とし、契約申込金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた額とする。）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の航空機部品及び修理に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年8月19日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又

は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

- （5） 本件公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- （1） 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課管財係

電話 0857-23-0110（代）

電子メール k_kaikeikanzaikakari@pref.tottori.lg.jp

- （2） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- （3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で令和8年8月7日（金）から同月18日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

- （4） 入札説明会の有無

無

- （5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

- （6） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月17日（木）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日（水）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

- （1） 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵送による入札を希望する場合は、件名と「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」、「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出したとして無効とする。

- （2） 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の（1）の場所に令和8年9月1日（火）午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- （3） 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Outsourcing of 12th inspection and maintenance of Tottori Prefectural Police Helicopter, 1 Set

(2) 2026-09-01 17:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-09-17 14:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-09-16 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters

1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan

TEL : 0857-23-0110